

自主的避難等対象区域（いわき市）で船舶用部品及び漁船の製造販売・修理等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、顧客である漁業者の試験操業状態が継続しており、受注が減少していることを考慮し、平成28年11月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。

1387

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 営業損害（逸失利益）
（平成28年11月1日から平成29年10月31日）

2 弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金2,406,400円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 営業損害（逸失利益）	2,336,311円
2 弁護士費用	70,089円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年5月21日

（仲介委員 土屋信）